

社会福祉法人寒川町社会福祉協議会物品貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の物品を団体等に貸出すことによつて、地域の福祉活動を援助し、推進することを目的として必要な事項を定める。

(貸出し物品)

第2条 貸出し物品は、本会が保有する別表に掲げる物品とする。

(貸出の対象)

第3条 貸出しを受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 寒川町内で福祉活動を目的とする団体
- (2) 会長が必要と認める者

(使用申込手続)

第4条 貸出しを受ける者は、物品貸出し申込書（第1号様式）により本会会長に申し込むものとする。

2 年間を通じて複数回貸出しを受けようとする場合は、まとめて申込み手続きができるものとする。

(承認)

第5条 会長は前条の申込書を受理した場合において、本会の運営に支障がないと認めるときは、物品貸出し承認書（第2号様式上段）を交付する。

(貸出し期間)

第6条 貸出し期間は、受領日及び返還日も含めて1回につき7日以内とする。

(使用報告)

第7条 貸出しを受けた者は、返還の際にその使用状況を物品使用報告書（第2号様式下段）により報告するとともに、貸出しをした状態にて返却しなければならない。

(禁止行為)

第8条 貸出しを受けた者は該当物品の目的にそつた使用をするものとし、営利行為、譲渡、転貸又は担保に供してはならない。

(取消)

第9条 本会会長は、貸出しを受けた者がこの要綱の定め違反した場合は貸出しを取り消すことができる。

(貸出しを受けた者の義務)

第10条 貸出しを受けた者は貸出し期間中責任をもって管理、使用及び保管をしな

ければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

テント（大・小）
車いす
ビデオプロジェクター・スクリーン一式
ワイヤレスマイク・アンプセット
ポップコーン機材一式
点字版
その他会長が必要と認める物品

※備え付けの物品は、貸出し物品から除く。